

## 障害者雇用の促進について

【担当省庁】厚生労働省

障害者の雇用については、法定雇用率達成企業は 5 割に満たない状況であり、京都府では、法定雇用率達成に向けた取組を一層強化している。

平成 30 年度に精神障害者の雇用が義務化されることから、精神障害者の雇用を促進するため、以下の取組を進めていただきたい。

### **特例子会社における施設・整備の「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」への対象化**

京都府では、障害者雇用の促進において有効な制度である特例子会社の設立を促進するため、中小企業が地域単位で障害者を雇用する事業をモデル的に実施するほか、特例子会社を新たに設立し障害者雇用に関する施設・設備を整備する企業に対して助成を行うこととしている。

については、国においても、企業規模に関わらず精神障害者の雇用を促進するため、「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」の対象に特例子会社を追加していただきたい。

### **精神障害者の障害者雇用率算入における嵩上げ**

精神障害者の雇用については、身体障害者などに比べても容易でないことから、企業に対して対応実例の周知を進めるとともに、精神障害者の雇用が一層促進されるよう、精神障害者の雇用人数を嵩上げして障害者雇用率へ算入できることとしていただきたい。

【現状・課題等】

障害者の雇用状況

< 6 月 1 日現在の企業からの障害者雇用状況報告 >

	京 都 府			全 国		
	企業数(社)	実雇用率(%)	達成企業の割合(%)	企業数(社)	実雇用率(%)	達成企業の割合(%)
平成 26 年	1,630	1.95	47.4	86,648	1.82	44.7
平成 25 年	1,588	1.93	46.9	85,314	1.76	42.7
平成 24 年	1,438	1.80	49.7	76,308	1.69	46.8
平成 23 年	1,429	1.78	48.1	75,315	1.65	45.3
平成 22 年	1,358	1.82	49.5	71,830	1.68	47.0

障害者雇用に関する施設・設備を整備する助成金の対象企業

	特例子会社等設立促進助成金(～ 24 年度)		中小企業障害者多数 雇用施設設置等助成金 (25 年度～)
	特例子会社	重度障害者 多数雇用事業所	
常用労働者数	-		300 人以下
対象労働者	身体障害者、知的障害者、 精神障害者	重度身体障害者、知的障害者、 精神障害者	
新規雇用人数	対象労働者を常用雇用者として 10 名以上		対象労働者を 10 名以上
重度身体障害者、 知的障害者、精神 障害の占める割合	常用雇用者である対象労働者のうち 30 % 以上	当該事業所に雇用される常用雇用者のうち 20 % 以上	
対象労働者の 占める割合	対象労働者数が当該特例子会社の全常用労働者に占める割合 20 % 以上		-
その他	-		特例子会社等は対象外

【京都府の担当課】

商工労働観光部	総合就業支援室	075-682-8912
	労働・雇用政策課	075-414-5085
	人づくり推進課	075-414-5101
健康福祉部	障害者支援課	075-414-4603